

中国「残留孤児」国家賠償訴訟勝利 署名推進ニュース（関東版）



NO 9 2006年3月

中国「残留孤児」の人間回復を求める市民連絡会

事務局 〒141-0022 東京都品川区東五反田 1-13-12 五反田富士ビル5 F 五反田法律事務所内

・FAX 03-3447-1620 口座名 中国残留孤児人間回復運動支援資金

郵便振替口座 00130-0-581422 銀行口座 東京三菱銀行五反田支店 普通預金口座 20676999

<http://www.jdla.jp/cgi-bin/04/column/zan/diary.cgi>

100万人署名達成！ 闘いは新たな段階へ

東京地裁の「公正判決求め」新署名を開始！

中国残留孤児訴訟勝利と日本政府の孤児政策転換を求めて展開されてきた「100万人署名」は3月10日、1,002,626筆に達し、ついに100万の目標を突破しました。2002年末の東京地裁提訴直後から開始された署名活動は、3年余の歳月を要しましたが署名を通じて、多くの国民に「残留孤児問題」の実態と解決の方向を知らせることが出来ました。署名の概要は、関東をはじめとした原告団が約50万、支援団体・諸団体・個人が約50万です。原告が街頭行動に要した日数は150日を超え、訪問した団体は1000に迫りました。「中国残留孤児の人間回復を求める市民連絡会」の佃俊彦事務局長（弁護士）は「署名推進のために日夜を分かたず奮闘いただいた全ての方々に厚くお礼申し上げます。署名に寄せられた力強い世論を日本政府も裁判所も無視できないと思います。この力を背景に新たな闘いを展開し、必ず勝利を勝ち取るよう奮闘いたします。引き続きご支援・ご協力をお願いいたします」と感謝の談話を発表しました。

東京地裁裁判官宛の「要請行動」最優先！



新段階を迎えて原告団・弁護団・市民連絡会は、「国の孤児政策転換を実現するた

めには、各地の裁判で勝利することこそ重要」との判断に立ち、年内判決が予定されている東京地方裁判所に「公正な判決を求める」要請行動を一齐に開始することにしました。特に、原告の半数以上が参加し、大阪に次いで判決が出される東京地裁にあっては加藤謙一裁判長・杉本宏之・伊藤大介裁判官あての要請行動を最優先することを決めました。内容は、「要請署名」と「全国統一行動」の展開です。

「要請署名」9月末までに、30万筆を目標に開始！

東京地裁宛に「貴裁判所で審理されている東京訴訟において、残留孤児の受けた被害に対する国の損害賠償責任を明確にする公正な判決がなされるよう要請します」とする要請事項を明記し、特に全国の半数にのぼる1092人の原告が参加する東京の結果が、全国の裁判を左右するほどの重要性を持っていると強調

しています。「要請署名」は、目標を 30 万に設定、判決前の 9 月末を区切りとしています。

そして 5 月 24 日の結審前の 5 月 15 日までに、10 万の目標で取り組みが開始されました。

この東京の活動を神戸など年内判決が予定される闘いに連動させます。

5 月 23 . 24 . 25 日に、東京で「全国統一行動」を展開！

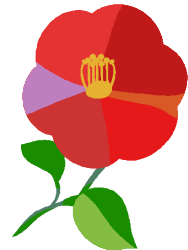
あわせて、結審日の 5 月 24 日を中心に「全国統一行動」を展開します。主な日程は以下の通りです。

5 月 23 日（火） 100 万人署名提出(内閣官房長官を予定) PM2,00 - 3,00 1000 人デモ行進
3,00 - 5,00 厚労省前座り込み 6,00 - 8,30 決起集会(日比谷公会堂・ 人収容)全政党参加・著名呼
びかけ人激励挨拶・弁護士・原告団の報告と決意表明。

5 月 24 日（水） 正午 - 1,00 東京地裁前宣伝行動 1,30 - 3,30 最終弁論(103 号室)
3,30 東京地裁宛の「要請署名」を提出 4,00 - 5,00 裁判報告集会(弁護士会館)

5 月 25 日（木） 9,00 - 12,00 政党・国会議員要請行動 12,00 - 1,00 院内集会
23 日のデモ行進・厚労省前座り込み・決起集会に多くの方々のご参加をお願いいたします。

ファイト！



東京原告団 関東の原告団は「要請署名目標」3万5千を設定。街頭署名や知人友人を
中心に早期に達成することを確認。早速 7 つの班を軸にして行動を開始しました。

日中友好協会 「100 万署名」で 12 万筆以上を集めた日中友好協会は、「要請署名でも奮起を！」と早速署名簿
を印刷、全国に送付し取り組みを開始しました。「100 万署名」で 5 万人を集めた東京都連は原告団との交流を重視し、
都内各支部の交流会への参加を呼びかけ、「新春の集い」には 15 人が参加しました。こうした交流の広がりのなかで、
署名行動の参加者が増えています。

訴訟参加の原告団 2155 人に！

全国 15 地裁の訴訟に参加している原告団は総数 2155 人（ ” 06・3・1 現在 ） になりました。

東京地裁 1092 札幌地裁 85 仙台地裁 46 山形地裁 34 長野地裁 79 名古屋地裁 210

京都地裁 109 大阪地裁 144 神戸地裁 65 岡山地裁 27 広島地裁 59 徳島地裁 4

高知地裁 47 福岡地裁 130 鹿児島地裁 24 計 2155 人 残留婦人訴訟 東京 3 高知 9 埼玉 13

中国「残留婦人」訴訟判決 / 事実を認定・国の怠慢を指摘 ~ 賠償請求は棄却

2 月 15 日の中国「残留」婦人訴訟・東京地裁判決は、「国の責任を問うにはハードルが高い」と国家賠償責任は退けたもの
の、残留婦人が中国で過酷な難民生活を送ったこと、帰国の意思はあったこと、早期帰国や帰国後の自立支援の不十分さ
などを指摘し「政治的責任はあった」と国の怠慢を指摘しました。そして残留婦人が「他の戦争被害者とは異なる特性があっ
た」と言及しています。この判決は「孤児訴訟の勝利」を展望する上からも注目されます。

お願い

「100 万人署名」は終了ではなく続行しています。引き続きよろしくお願いたします。

同封の「東京地裁要請署名」を増刷し署名を集めてください。また署名簿が必要ななら市民連絡会にご連
絡ください。集った署名は、早めにお送りください。

「要請署名」でも団体訪問を行います。その節はよろしくお願いたします。

募金のご協力に感謝いたします。さらにご協力をお願いいたします。(事務局)